

第7区区長 平山 康治 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和4年4月14日付けで提案がありました、カーブミラーの設置につきましては、令和4年度に設置します。

2. 取扱いの理由

住民課で要望箇所の確認を行いました。要望の箇所は、町道上川原線を北側から南側へ通行する車両や歩行者を目視で確認することができない見通しが悪い三叉路であり、出会い頭の事故が発生する恐れがあると判断したため。

3. その他